

宅建業法 標識その1 宅建 H21-42-2 <<#890>>

【問】 正誤を付けよ。

他の宅地建物取引業者が行う一団の建物の分譲の媒介を行うために、案内所を設置する宅地建物取引業者は、当該案内所に、売主の商号又は名称、免許証番号等を記載した国土交通省令で定める標識を掲示しなければならない。

【答え】 正しい

<<ポイント1>> 標識【宅建★入門】

設問のケースにおいては、案内所を設置する業者が、当該案内所に標識を掲示しなければならない。売主業者は、当該案内所に標識を掲示する義務はない。

<<ポイント2>> 標識【宅建★入門】

設問のケースにおいては、当該標識に売主の商号又は名称、免許証番号等を記載しなければならない。